

総 則

1 はじめに

この事務審査基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づく予防事務の執行にあたって、基本的に必要と考えられる事項について定めるものとする。

内容については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、行政指導に該当するものも含まれている。本基準の行政指導となる部分の適用にあたっては、関係者に主旨等の説明を十分行い、協力を得たうえで指導するものとする。

なお、本市の行政指導であることが明白な部分には、アンダーライン表示をした。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (8) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (9) 告示基準とは、その消防用設備についての消防庁告示をいう。
- (10) J I S とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。
- (11) 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- (12) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (13) 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (14) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (15) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (16) 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (17) 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (18) 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
- (19) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条に規定するものをいう。
- (20) 避難階段とは、建基政令第 123 条第 1 項及び第 2 項に規定するものをいう。
- (21) 屋外避難階段とは、建基政令第 123 条第 2 項に規定するものをいう。
- (22) 特別避難階段とは、建基政令第 123 条第 3 項に規定するものをいう。

3 運用上の留意事項

この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、政令又は省令に定める以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上させるために、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この項において同じ。）に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないよう配慮が必要である。

4 基準の適用範囲

- (1) この基準は、令和6年4月1日から適用するものとする。
- (2) この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。